

# 国保の届出はお早めに

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111



3月～4月は転出・転入の季節です。  
 国保に関する届出については、適正な保険料賦課・保険給付のためにも、必ず14日以内に届出をしてください。届出が遅れると、遡って保険料を納めなければなりませんし、適正な給付が受けられない場合があります。

## 【国保に入るとき】

どんなとき？	持 ち 物
町外から転入したとき	印鑑・転出証明書
職場の健康保険をやめたとき または任意継続の期間が満了したとき	印鑑・離職票など退職の証明書 または職場の健康保険をやめた証明書
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・保護者の加入している保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・生活保護廃止（停止）決定通知書
外国人が入るとき	在留カード（在留期間が3ヵ月以上）

※国民健康保険料納付の口座振替ご希望の場合は、通帳等口座のわかるものと届出印をお持ちください。

## 【国保をやめるとき】

どんなとき？	持 ち 物
町外へ転出するとき	印鑑・保険証
職場の健康保険へ入ったとき	印鑑・国保と新しい健康保険の両方の保険証 （新しい保険証が未交付の場合、健康保険加入の証明）
他の健康保険の被扶養者になったとき	
死亡したとき	印鑑・保険証
生活保護を受けることになったとき	印鑑・生活保護開始決定通知書

## 【その他】

どんなとき？	持 ち 物
保険証をなくしたとき	印鑑・本人確認できるもの
保険証を汚して使えなくなったとき	印鑑・保険証
就学のため町外に住民票をうつすとき（学）	印鑑・保険証・在学証明書または学生証（コピー可）
就学が終了したとき（卒業・就職等）	（学）の保険証から一般保険証への切り替え手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
町内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯分離・世帯合併したとき	

# 出張年金相談会のお知らせ

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

みなさんにご利用いただいております出張年金相談会を、平成27年度は次の日程で開設します。

●相談日（毎月第1水曜日です。ただし4月、5月は第2水曜日）

4月 8日(水)	5月13日(水)	6月 3日(水)	7月 1日(水)
8月 5日(水)	9月 2日(水)	10月 7日(水)	11月 4日(水)
12月 2日(水)	1月 6日(水)	2月 3日(水)	3月 2日(水)

●時 間：午前10時～午後3時 ●場 所：役場3階 301～303会議室 ●相談担当：岡谷年金事務所担当官